

第十六回国会 衆議院 地方行政委員会 會議録 第十三号

(三三三)

昭和二十八年七月十日(金曜日)

午後二時三十分開議

出席委員

委員長 中井 一夫君

理事加藤 精三君 理事宮田 健治君

理事藤尾 弘吉君 理事床次 徳二君

理事西村 力弥君 理事門司 亮君

生田 宏一君 河原田 稼吉君

佐藤 親弘君 吉田 重延君

鈴木 幹雄君 橋本 清吉君

北山 寛郎君 滝井 義高君

横路 節雄君 伊瀬幸太郎君

大石ヨシエ君 大矢 省三君

出席政府委員

自治庁次長 鈴木 俊一君

総務府事務官(自治) 武岡 憲一君

治府財政部長(自治) 武岡 憲一君

委員外の出席者

専門員 有松 昇君

専門員 長橋 茂男君

七月九日

クリニングス業に対する地方税軽減に関する請願(岸田正記君紹介)(第三一八七号)

同(原茂君紹介)(第三一八八号)

同(倉石忠雄君紹介)(第三一八九号)

営業用トラックに対する自動車税軽減の請願(松井豊吉君紹介)(第三一九〇号)

地方税法の一部改正に関する請願(松井豊吉君紹介)(第三一九一号)

柔道整復師業に対する特別所得税免除に関する請願(菊川忠雄君紹介)(第三一九二号)

遊興飲食税撤廃の請願(佐藤善一郎

君紹介)(第三一九三号)

めん類業者に対する飲食税撤廃の請願(赤松勇君紹介)(第三一九四号)

東郷小学校改築費起債認可に関する請願(片島港君紹介)(第三二〇四号)

国民健康保険直営診療所建築費起債認可等に関する請願(片島港君紹介)(第三二〇八号)

自動車運送事業及び通運事業に対する事業税の外形標準課税廃止に関する請願(關谷勝利君紹介)(第三二一九号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した事件

地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律案(内閣提出第二一九九号)

○中井委員長 それでは開會をいたします。

地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律案、内閣提出第二一九九号を議題として、前會に引続き質疑を続行いたします。床次君。

○床次委員 平衡交付金法に關して二、三お尋ねいたしたいと思ひます。今度の改正におきまして、第十四条は百分の八十、市町村税に對しましては百分の七十というふうに改正せられました。これは前同兩者とも百分の八十にしたかどうかという意見があつて、今國道府県税がいろいろの影響を受けてます關係上道府県税の方だけ百分

の八十にされましたが、市町村税の方は依然として百分の七十で、はたして釣合ひがとれるかどうかということについて、御意見を伺いたいと思ひます。

○鈴木(俊)政府委員 御指摘のよう

に、今回の地方財政平衡交付金法の改正案におきましては、基準財政収入額の算定の場合におきまして、基礎になり

ます基準税率を百分の七十から百分の八十に道府県の場合についてだけ上げたわけでございます。その理由は、府

県と市町村とを比較して考えますと、何と申しましても府県は、その間に財政力の不均衡がございますといふもの

の、四十六府県でございます。しかもそこで引受けておられます仕事は、大体国の法令あるいは国の予算等が基礎になつてやつていられる仕事が多

いわけでございます。これに反して市町村の方は、一を越えるわけござ

いまして、その間の団体の規模、能力というふうなものは、非常に多くの差

異がございます。またやつていられる仕事につきましても、いわゆる単独事業、その他弾力性のある仕事、幅のあ

る仕事が多岐にわたつてございまして、これらの府県と市町村との間の状況から考へて、地方財政平衡交付金制度の本質から申しますならば、地方

団体の行政の均衡化をはかるというこ

とが一つのねらいであるわけござい

ます。半面また地方自治という点か

ら、やはりある程度地方団体に弾力性を持たして、自主性をより多く持たし

ておくということが必要であると思

ひますが、この兩者の要求の調和点を従来七〇%のところにとつてお

りましたのを、今回は府県につきまし

てはやはり均衡化の要求の方をより強

く見て参つて、八〇%にいたしました

うであらうかというの、政府の考え

方であるのであります。ことに府県に

つきましては義務教育費あるいは児童

保護措置費というふうな、今回國庫負

担制度の拡充になつたものがござい

まして、それらの義務的な経費を補償す

るという國の一つの政策が、やはり府

県の場合に、より強く現れてい

るわけございまして、府県についてはこ

の際さらに均衡化の趣旨を徹底してや

つたらどうかであらうか、將來市町村に

つきまして、さらに均衡化を徹底いた

しましてもしつかえない段階にな

りますならば、同じようにこれを考

えて行つたらいいのではないか、さし

あたつてとりあえず道府県についてこ

れを考へるといふことがいいのではな

いかというので、かような案を提案い

たしたのであります。

○床次委員 次に特別交付金の問題に

ついてお尋ねいたしたいと思ひます

が、近時特別平衡交付金による金額が

非常に増加しておるのではないかと、む

しろ特別交付金を要する事項、案件

が非常にふえて来たのではないかと思

ひるのでございます。同時にその額もふ

えて参つたと思ひますが、反面におき

まして平衡交付金自体は、所

要分よりも大分下まつておる。従つ

て特別平衡交付金は非常に苦しいの

ではないかというふうな観測がせられる

のであります。現在の特別平衡交付金

のわくが百分の八でございまして、は

たしてそれでいいかどうか、多少上げ

た方が現在のような場合にありまして

は、特別な事項に應じ得るのではな

いかというふうな感じもするのであり

ますが、この点に對する御意見を伺

たい。

○鈴木(俊)政府委員 平衡交付金の総

額を当初算定いたしました際に、一般

の測定単位及び単位費用によつては測

定できないような特殊な——ある地方

団体に特別な財政需要があつて、しか

もそれは年度当初からおおむね予定

されておるといふような種類のもの、

あるいは基準財政収入等につきまして

も、大体一般の測定単位、基準税率に

よつて測定をいたしましたも、大抵年

年ある程度の災害があり、その災害に

伴つて一応税収入の減があるであらう

といふことが、一般現象として予想さ

れております限度におきましては、

今御指摘のように平衡交付金総額の

八%という程度のものでは、どうやら

かなつて行けると思ひますのでござ

います。たとへば今回のような大災害が

ございました場合に、当初まつたく予想

し得なかつたような大きな財政需要が

生じて、しかも一般の測定単位によつ

ては測定されない、あるいは基準財政

収入の減が当初予想いたしましたより

も、はるかに多いというふうなことに

つて、

第一類第三号 地方行政委員会會議録第十三号

昭和二十八年七月十日

第一類第三号

地方行政委員会會議録第十三号

昭和二十八年七月十日

第一類第三号

地方行政委員会會議録第十三号

昭和二十八年七月十日

第一類第三号

地方行政委員会會議録第十三号

昭和二十八年七月十日

第一類第三号

地方行政委員会會議録第十三号

昭和二十八年七月十日

第一類第三号

地方行政委員会會議録第十三号

昭和二十八年七月十日

第一類第三号

地方行政委員会會議録第十三号

昭和二十八年七月十日

第一類第三号

地方行政委員会會議録第十三号

昭和二十八年七月十日

なつて参りますと、やはりこの八％という総額に対する額では、さばき回れないような事態が起りかねないと思ふのであります。今回の災害の場合のような異常な事態につきましては、やはり被害の総額が明確になり、ませんと、結論的なことは申し上げられませんが、何らかの間に調整を要する事態が生ずるのではないかというふうに考えておるのであります。

○床次委員 次にお尋ねいたしたいのは、地城給と僻地の関係についてであります。地城給が相当大きく平衡交付金を動かすということに對しましては、ある程度まで過去においてこれが若干の是正は見たように思つておるものであります。逆に僻地に對しましては、その考慮の仕方がまだ少ないのではないかという感じがするのです。實際の数字においてどうかということにつきましてはよくわかりませんが、事務局といたしまして地域給と僻地の関係が、平衡交付金ではどんなふうに見えておるか、大体の傾向がおわかりになれば、御説明いただきたいと思ひます。

○鈴木(俊)政府委員　地城給と平衡交付金との関係につきましては、たしか昨日も大石委員からも塚田大臣に御質問がありまして、いずれ大臣からあらためてお答え申し上げることと存じます。ただいまの床次委員の御質疑の点でございますが、やはりこの地城給という、いわゆる勤務地手当の給与上の差異というものが、平衡交付金の測定の際に十分現われなければならぬのでありますけれども、これがあまり強く現われ過ぎますと、地域給の引上げといふようないろ／＼な問題ともからん

で参りまして、非常に困難な事態を引起すのであります。現在までのいわゆる補正の方法として、態容補正という方式がございますが、その態容補正と申しますのは御承知のごとく地方団体が非常に都市的なところと農村的なところとは、おのずから必要な財政需要がかわつて参るというところから、標準的な経費の算定について都市化の程度あるいは経済の構造の差異等に基いて、測定の補正をしようという

こととてございますが、その態容補正の方法として二十七年年度までは給与差というものを一つの柱として立てまして補正をいたすことにいたしておたのであります。この給与差の方式としては、今の勤務地手当の支給地区分というものを基準にいたしておたのでございまして、この建前を強くとりますことについては、いろ／＼の弊害も認められますので、この方式をやめまして、二十八年度におきましては態容補正の方式といたしましても、行政の質や量が、地方団体の都市化の程度によつていろ／＼違うというので、たと

活費指数といつたようなものを取りまして考える。また法令によつて保健所を設置しなければならぬ市と、そうでない市とがあつたり、いろいろ法令上権能が違ふわけでございますが、さうな権能の差異も考えて参るといふことで、行政の質量と行政の権能の差にいたしまして、態容補正をいたすことというのは、直接にはこれを見ないといふことは、直接にはこれを見ないといふことには、直接にはこれを見ないといふことには、直接見ませんでも、経済構造の差でこ

ざいますとか、生活費指数というようなものによつてある程度反映をいたして参りますので、それでもいいのではないかと、いろいろに考へておるのであります。従つてお尋ねの僻地との関係でございしますが、やはりそういう調整をいたすことによつて、従来見られましたような大きな開きはなくなつて参ると思ひますけれども、これにつきましても、なお特別交付金におきましても考へておる次第でございします。

○大石委員 鈴木次長に私はちよつと質問いたしますが、きのう長官に私は尋ねたのですけれども、つまり平衡交付金が少いところへは、地域給の点も非常に關係して来るのです。それで貧乏な市町村は国会に運動をようしないのです。そうするとあれが一級地になつたり無級地になつたりする。そういうところは平衡交付金が行かない。そうすると自然その府県は非常に赤字財政で苦しむ。それで平衡交付金が行くところを、もつと公平な考え方をもちてやるために、地域給をどういうふうにあなた方考えていらつしやいますか。たとえば私のところは舞鶴です。

舞鶴から十分はどきますと、そこは無級地になつております。またその先ちよつと行きますと、そこは一級地になつております。そういううなところがあつて、そういう無級地になつておるところはよう運動しない。一級地になつておるところは運動しない。運動するものは五級地になつたり、四級地になつたりするし、そういうところは平衡交付金がたくさん行きます。たとえば大阪のようなところは、五級地が五箇所から六箇所ありますから、平衡交付金がたくさん行く。従つてその

府県は富裕府県と言われるほど平衡交付金がたくさん行く。そうすると無級地、一級地、二級地、三級地のたくさんある市町村は、平衡交付金がそう行かない。一体地方財政はそんなに不均衡に配分されてよいものでしょうか。それが私第一点に聞きたい。それからその次にもし特別市政ができれば、私たち京都府は支離滅裂でございます。あなたは特別市政をいかになさいますお考えでございますか、その点を私は

詳細にお伺いしたい。

○鈴木(俊)政府委員 勤務地手当の問題、いわゆる地域給の問題と平衡交付金の関係についてでございますが、今申し上げましたように五級地、四級地という級地が違いますれば、勢い職員に対する給与の支給が違つて来るわけでございますから、従つて五級地ならば四級地よりよい給与費があるということになるわけであります。従つてその程度のごときは、やはり財政の需要を測定いたします場合に反映いたさなければならぬことになりますけれども、それ以外に給与費なり、そういうこととの不十分から当然ごまかの費用も全

部同じ足並でふえて行くという計算を
することがよろしいか。それともやは
り五畝地というものは相当都市がかつ
ておるところでありますから、いろい
ろさような経費もよいいと思うの
でありますけれども、若干給与費と同
じ程度でみな見る必要はないのではな
いかというふうに考えられるわけでござ
います。いまして、今まで給与、要するに地
域給が上れば平衡交付金もそれによつ
て当然に上るといふ方式をとつており
ましたのは、どうも少し行き過ぎでは
ないかというふうに考え直しまして、

従つて地域給が上りましても、それに
応じて当然にただちに上るというふう
にいたしませんで、それ以外のいろい
ろな経済発展の状況を示すものをつか
まえて、それで財政需要を測定す
るということにいたしましたのでありま
す。少し話がぐどくなりましたけれど
も、要するに地域給が一般から二級に
なり、二級から三級になる、それに比
例してただちに財政需要も、そのま
ま上るというのが、従来の方式であ

つたのでありますけれども、その方式をやめたのであります。しかし地域給というものは、団体の経済の発展の程度を表わしておるわけでございまして、やはり経済の発展をしている団体、人口の稠密な団体は、衛生費とか、社会福祉関係の経費がよいにわたるわけでありますから、そういうものを入れての測定の単位を用いるというふうにしたのであります。要するに、上の度合いを従来ほど給与に比例させないようにしたわけであります。従つて、従来のような地域給を上げるために特にいろいろ運動をする、平衡交付

金にたなちに非難に大きく反映すると
いうことを少くしたわけでありませう。
そういうふうな改正をいたしましたの
で、根本的には、地域給制度を解消す
るということにならないと是正はでき
ないと思いますけれども、現在の状態
において従来ほど不都合が生じないよ
うにしておるのでございます。

それから第二の特別市の問題であり
ますが、特別市制度は、御承知のよう
に、現在地方自治法の中に、都の制度
とともに特別市制度というものが、大
都市における一つの制度として認めら
れておるわけであります。つば国つく

都市と申せば、結局東京のほかは五大都市でありますが、それらの五大都市に対して現在のままの、普通の市と大體同じように取扱う方式で行くのがよろしいか、それとも地方自治法の中にあります都制の方式をとるか、御指摘の特別市制という方式をとるか、いずれの方式をとるかということについては、非常に研究を要する問題でありますとともに、実行上非常に多くの問題を含んでおる点でございます。そこで都制、特別市制あるいは現行の府県のもとに市としておく、しかしその間にある程度調整を加えるという方式のいずれがよろしいかということになるわけでございます。この特別市制あるいは都制、要するに大都市制度の問題につきましては、全体の地方制度を根本的に考える場合において解決することが、実行の上においては最も適切であろうというふうに思ふのであります。全体の地方制度の改革の一環として考えるべきではないかという意味で、政府としては地方制度調査会の意見を今求めておるわけであります。根本的な解決の方式によらないで、しかば何かが暫定的な解決の方式はないかというふうなことも、一つの研究点であらうと思ふますけれども、これにつきましても、あるいは財源の調整等なかなか問題を含んでおるわけであります。要するに、現状のままでは、大都市と大都市のある府県との間で行政が二重に行われる、あるいは監督が中央と府県と二重の監督になるということ、従来から弊害として指摘されておるわけでございます。この弊害を除去する方法として何が一番適切であり、何が実行上適正なものであるかという

ことに帰着する問題であらうと思ふのであります。私ももといたしましては、今ただちに三つ述べました方法のうちどの方法が一番よろしいかということ、そこで申し上げるまでの段階に至つていないのであります。地方制度調査会の結論を待ちました上で、政府としては結論を下したいというふうに考へておる次第であります。

○大石委員 きのう塚田大臣にも質問したのですが、たとえば地域給でも、農村に行きますと無級地があつたり一級地があるわけですから、ところがその農村の人々が映画を見に行く場合は町へ行くのです。そうすると入場税を町へ納めることになる。あるいは男の人が料理屋で遊ばば、農村の人の金が遊興飲食税として都会へ行くのです。しかし農村の地域給は非常に低額である。それで平衡交付金を分配なさるときは、この点を特に再吟味なさいます。公平無私をやつていただきたいということを私はお願いいたします。

それからもう一つ、特別市の問題について、これは非常に重要な問題です。から、あなたの私見をお伺いしたいと思います。

○鈴木(俊)政府委員 最初のお尋ねの点でございますが、これは要するに結論を申し上げますならば、大石先生のような方々の御意見を、政府としても十分しんじやくいたしまして、地域給制度と平衡交付金との関係を適切に直したわけでございます。その意味では大石先生の御意見もわれ／＼は十分に取入れたと言ふことができます。思うのであります。しかしなお今後よく研究いたして改善を加えて参りたいと思ふます。

それから特別市の問題についての私見を述べようということでございますが、先刻私がここで申しましたことが、すなわち私の私見でもございまして、さようにひとつ御了承願ひたいと存じます。

○北山委員 この地方財政平衡交付金の制度は、その実施以来、経済力の地域的な不均衡を是正する意味においては、確かに大きな力があつたと思ひます。ところがこの制度を実施してから非常に大きな欠点がある。この制度をやりはじめるときにその趣旨としておつたところは、小さい補助金を整理して一本の交付金にして、そうしてごましためんどうくさい行政監督的な中央の統制を、今後廃除するという趣旨であつたわけですから、その点は多少は効果があつたと思ひますが、問題はこの交付金の決定の時期の問題であります。これが毎年々々極端にいわば年度末でなければ、その年の当該地方団体の平衡交付金は決定しない。特別平衡交付金まで入れますと、年度末になつてしまふわけですから、そういうふうなことであるために、この交付金制度によつて、かえつて中央が地方を統制するという財政的統制の力が非常にふえて参りまして、従つて地方団体の財政的な自主性というものが非常に害されておるのではないか、これはわれ／＼は非常に欠点だと思ひます。そこでこの前の委員会でもそういう意見があつたのであります。その欠点を除去するということ、どうして年度の改正にはできなかったのか、それをまづもつてやるべきじゃなかったか、かように思ふのですが、その辺はどうですか。

○鈴木(俊)政府委員 地方財政平衡交付金制度は、始めて以来まだ数年を出ないわけでございます。なお今後改善を要する点があるかと思ひますが、御指摘のように年度の当初において自分の団体に本年は、平衡交付金がどのくらい来るかということが、各地方団体において明らかにするということ、必要であらうと思ふのであります。このことが明確になりますならば、地方団体としましては的確な財政計画が、それ／＼立てられるわけでありす。私も私どももそういうような域にすみやかに達するように研究をし、努力をして参つておるわけでございまして、従来地方財政委員会の規則において定められておりました測定単位、単位費用というものをだん／＼法律化いたしました。法律の上に単位費用を書き、測定単位を書くというふうにして来ておりました。補正係数も二十九年度からは法律の上に、明らかに書き上げたというふうな考へておるわけでありす。そういうふうにして参りますならば、それ／＼の指数を各団体が計算方式にあてはめて行けば、おのずから出て来るということになるわけでありす。ただこの問題は現在の地方財政平衡交付金法の中にも規定があるわけでございます。第三条の第二項に「国は、その予算が成立した後は、当該年度の中途において、地方団体の負担となるような測定単位の数値の増加を直接生じさせる措置は、とらないようにするものとする。」という規定があるのであります。これはやはり年度の途中において、いろいろ新しい地方の負担になるようなことのないようにしなければならぬといふことを、法律の精神としてうたつ

ておるわけでございますが、ところがやはり實際国家も生きておるわけでございます。ですから、国会において新しい法律ができ、地方の負担が年度の途中においてふえる、あるいはベリス・アップというふうなものが、年度の途中において行われるというふうなことの結果といたしまして、単位費用が非常に大きく変動するわけでありす。従つて御指摘のように年度の後半になつて、しかも相当後にならなければ、最終的に平衡交付金が決定しない。当初予想したものよりは、相当違つたものになるという結果を生ずるのであります。もちろん理想的な平衡交付金制度の運営といたしましては、たとえばベリス・アップをするようなことがあるならば、むしろこれは年度の当初からベリス・アップをして、年間においてあまり予算上の変動を生じないようにするということは、また一つ必要な点であらうかと思ふのであります。要するに制度自体の改善の問題と、制度の外から加つて来るいろいろな原因とによりまして、いろいろ問題が起つておるわけでございまして、私も私どもとしては事務的に解決し得るものは、できるだけこれはすみやかに解決をいたす。なお外的な原因によつて、平衡交付金制度が不安定になるようなことはできるだけないようにしていただきたいという望望を持つておる次第でございます。

○北山委員 ただいまのお話、そういう原因によつて、改正がむずかしいというふうな点もあるでしようが、私はやはり根本的な原因は、国が平衡交付金としてどれだけ出すという予算のわくを別個に与えて、それに基

いて単位費用とかそういうものを算定される。そういうところに原因があるのじやないかと思うのでありますが、今度の単位費用の改正あるいはその他の改正におきまして、結局ことしの千二百五十億というような平衡交付金のわくというものは考慮されたかどうか。そういうものを考慮してつくつておるのじやないか。たとえば府県の基準財政収入、標準税率を八〇に上げたというようなことも、あるいはそういうような予算上の制約から、そういう措置をとつたのじやないかと考えられるのですか、どうですか。

○鈴木俊政府委員 都道府県の基準財政収入の測定に基準であります標準税率を七〇から八〇に上げたということは、これはまったく先ほど申し上げましたように、都道府県行政の均衡を、さらに平衡交付金の制度の趣旨に従つて、徹底をして行くというところから考えたこととございまして、今の財源の關係とは、まったく無關係でございまして、地方財政計画が出来まする際に、問題になつておつたと申しまするよりは、むしろその前後において、そういうような措置が適當であらうという事になつたのでありまして、予算の肩がわりを、税収を見積るといふことでやつたのではないのでありまして、その証拠にはこの単位費用の改正案を出しておりますが、これは今の基準税率を七〇から八〇に上げたのに対応いたしまして、都道府県の基準財政需要の測定につきましても、義務教育費、児童保護費等につきましても、その部分に相当するものを上げておりまして、なおそのほかにも対応補正の係数を調整いたしまして、大体七

〇から八〇に上げますことによりまして百二十四億の基準財政収入の増になります。それが、それに見合いますものが、基準財政需要額におきましても増加いたしております。従ひましてこれより高い水準で均衡化をはかつたというのでありまして、財源をそこに求めたという事ではないのであります。

〇北山委員 非常にこまかい点ですが、この単位費用においては大体ふえておるのですが、道路費については府県の場合も市町村の場合も減つておるようですが、道路費は今までやつていたのとは多いのだ、それだけ足りないのだというようなことはどういふわけですか。

それからもう一つこれは重要な点ですけれども、平衡交付金が地方の経済的な不均衡を是正する意味において、非常に効果があつたと今申されたのですが、ところがこの数年來の経過を見ますと、補正係数等地方の貧弱な町村に対しては、逐次薄くなつて来ているのではないかと。やはり都市というよりなところに交付金が厚く行くようになつておるのではないかと考へられるのです。自治庁はそういうふうな方針で今後進むつもりであるか。あるいは平衡交付金の本来の趣旨である経済的な地域的な不均衡を是正するという力を、さらに今後強めて行く方針であるか、この二点をお伺いいたします。

〇武岡政府委員 ただいまお尋ねの第一の点でございますが、道路費の単位費用が現行のものよりは、改正案において落ちておるのはどういう理由であるかというお尋ねでございますが、これは別に道路費の財政需要額を落したわけではございませんので、財政需要

額の方は別途基準財政需要額の比較表に示してあると思ひますが、これでござんていただきますと、前年度よりもふえております。単位費用が落ちました理由は、二十七年までは測定単位は御承知のように道路の面積になつておりましたが、この面積を従來は有効職員でつておつたわけでございます。そこでつまり路面積の両側から〇・五メートルずつ落しまして、それを延長にかけて面積を出しておつたわけでございますが、実績を見ますと、それよりもやはり路面積をそのままとつた方が、実績に合うというやうな結果が出て参りましたので、本年度の測定単位の数値の取り方といたしましては、路面積をそのままとすることとしたのであります。そのため測定単位の数値がふえて参りましたので、単位あたりの単価というものが落ちて参りますけれども、全体の財政需要額は前年度よりもふえておる。

それから第二のお尋ねの、平衡交付金制度の運用にあつて、大団体和小组体と申しまして、あるいは都市的団体和農村的団体和申しまして、あるいは、そういう面における調整を、どのように考へるかというお尋ねだろうと思ひますが、これは私もいたしまして、平衡交付金制度の本旨に従ひまして、全体的に各地方団体のあるべき行政水準において団体の行政的負担額、従つて住民の負担を均衡化して行くという方向において考へております。具体的には結局基準財政需要額測定にあつて、単位費用の定め方というよりは、むしろ補正計数の問題になるうかと思ひますが、これらにつきま

してはここ三年、四年三回にわたりまして、経験をして参りました結果に基きまして、なるべくそれらの団体の特長を生かして行き、それらのニュアンスをできるだけ具体的に現わして、そして行政の水準化をはかつて参りたい、かような考へ方でもつて、いろいろ改正をいたしておるつもりでございます。

〇北山委員 そうしますと、ただいまのお話から出て来る結論といたしまして、現在の日本の国内の状況というものは、富がだん／＼中央に集中して行く傾向が非常に強くなつて参つておるわけですね。従つて地域的な経済力の不均衡がひどくなつておる。こういうふうな傾向が續く限りにおいては、この平衡交付金という制度が、交付金という名前はあるいはわかるかもしれないけれども、そういう財政調整というものは、減らすのではなくて、その必要に応じて／＼ふやして行くといふふうにお考へになつておるわけですか、そう考へていいのですか。

〇武岡政府委員 現在のような社会構造のもとにおきましては、富と申しますか、財源の偏在は免れませんので、何らかの形における財政調整の制度は必要であらうと思つておるのであります。従來の地方配付税制度のような財政調整の方法と、平衡交付金制度のやうな財政調整方法とは、どちらが遲れておるかということにつきまして、これはいろいろ御意見もあらうと存じますけれども、私たちの考へとしては、やはり平衡交付金制度の方が、従來の制度より均衡化という意味におきまして、一歩抜きん出た制度というようにわれ／＼考へております。

して、その特長は今後もい／＼これを生かして行くべきであるという考へを持つておるわけでありまして、ただ問題は、しからば地方財政全体といたしまして、こういった調整制度によつて実際の調整をして行く部分というものを、全体的な団体の財源の上に、どの程度のウエイトに考へて行くかという問題になつて来ようかと存じます。これはむしろお考へ方といたしましては、昨日あたりもいろいろ御意見が出たおつたやうでございますが、やはりこれは自治団体の本質からいたしまして、自治財源の方をふやして、できるだけ、こういう調整財源の方は少く、さういふことは考へておるわけでございます。いづれそういう問題につきましては、地方制度調査会等におきまして、適當な結論をいただきまして、政府といたしまして、それに基きまして具体的な研究をいたしたい、かように考へております。

〇滝井委員 今の質問に関連するんですが、昨日私は地方財政平衡交付金というものは、過渡的な処置であると理解しておつたのでございまして、シヤウブの思想とは、日本は独立国となつたので、かつて来たと思へまして、平衡交付金は、今の部長の説明にもありますように、あるいは昨日の堀田国務大臣の説明にもありましたように、恒久的なものになりつゝあると思ひます。そうしてこれが恒久的なものになるといふことになると、われ／＼も今後地方財政平衡交付金そのものを嚴重に実行してもらなければならぬという形が出て来るわけでございます。今年の平衡交付金の千二百五十億とい

うものは、昨日も大臣の答弁にありましたように、これは国の方でわくをきめて、そのわくの中で、今度は地方の要求というものを十分に勘案しながら、して行く、こういう方法を現在とつてゐる。これは非常に遺憾である。でき得るならば、地方の財政収入と基準財政需要額とを見て、その需要額の越える部分をやるような三条の精神を、政府は実行するように努力する。この御言明があつたのでございませう。今年のこの千二百五十億は上からきめたものですが、下からきめて、三条の精神を実行して、いわゆる財政需要額が財政収入額を越える場合における当該超過額を補填するために、必要かつ十分な今年の額は、大体実収はどのくらいに計算されたか。これをまず承りたい。

○鈴木(俊)政府委員 地方財政平衡交付金の毎年度における総額の測定であります。これにつきましては自治庁の長官は、地方財政審議会の意見を尊重いたしまして、大蔵省に対して要求をいたすことに制度上なつております。この関係におきましては地方財政計画というものは、御承知のごとく、年々策定をいたして、その地方財政計画にありまるところの各項目について、その年度において新たに必要になりまう経費、たとえば公共事業費がふえる、それに見合つて地方の負担額が当然ふえる、あるいは新たに法令によつて地方の義務的支出が加わる、それで見合ふというふうな、国の施策に基くものや一方において見ますと、他方においてはいわゆる単独事業費、地方の自主的な創意によつてやります事業につきましても、公共事業

も考えなければならぬが、重点は地方財政である。そういうことがこの法にも現れておる。そのために地方自治体の市町村長というものは、当然資料を集めて、知事を通じて自治庁に出して来ておるわけだ。従つてそういう地方から出た資料というものが、一顧もされないことはないかもしれないが、非常に軽比重にしか扱われずして、国の大きな財政計画のみに重点を置くことになれば、地方自治というものはまったく認められていない。国の恣意的な判断によつて、風のまに／＼地方自治体は左右される形になるのであつて、今の考えは配付税のときならばそれでよろしいが、地方財政平衡交付金という戦後の新しい立法の思想から考えれば、逆な考えじゃないかと思ふのですが、その点どうですか。

○鈴木(俊)政府委員 必要かつ十分という額を、どこで見るとかという問題であります。もちろん地方団体には、たとえば老朽危険校舎を一つみまして、今後約五百億、四百六、七十億のものを必要とするわけにございまして、三年間にやるとすれば、百六十億も毎年いふことになるわけにございまして、またかねていふ／＼議論もございまして地方公務員の給与の問題にいたしまして、国としては、地方公務員の給与の調整が可能であるといふ前提に立つて、財政計画上二十六年度以来一定の額を差引いて、調整をいたしておるのではありませんが、現実においては調整が困難であり、従つて調整が行われていないというふうなこともあるわけにございませう。そういうようなものを、かりにたとへば国の予算に計上しておりますような予算単価で考

えるといふことになりますれば、百四十二億の金があるというふうな次第でございまして、それらのものが必要かつ十分なものであるというふうな考えますならば、それらのものを含んで今の財政計画というものは必ずしも十分でない、こういうことになるであらうと思ひますけれども、政府といたしましては、やはり国も地方も、全体においての財政均衡ということを考えたいといふことで、先般申し上げましたような千二百五十億、あるいは一般会計におきましては、起債が九百二十八億といふことで、まず全体の財政計画としては、一応つじつまを合せてもらいたいといふふうな考へておるのであります。さういふ基礎に立つて平衡交付金の総額も算定せられた次第でございませう。

○鈴木(俊)政府委員 お尋ねしますが、平衡交付金の五年度の総額を算定するに際しては、市町村長、知事、特別市の市長あるいは市町村長、そういうようなものから出て来た資料の生のままで平衡交付金を算定したら、大体どの程度の額をやらなければならぬことになつてゐるか。具体的な数字で、おおよそのところをいつてくださるが、御説明願ひたいと思ひます。

○鈴木(俊)政府委員 第五回は自治庁長官が平衡交付金の総額の算定をいたし、また交付金を交付する場合に必要な資料として、これを徴しておるわけにございまして、この資料は実は非常に重大なものになるものであります。それを一々各費目ごとに整理をいたしておるわけにございませう。今その総額が幾らになるかというお尋ねであります。市町村、府県から出て参りま

調査したところの資料に対抗して行く場合に、対抗できない。従つて大蔵省あたりの資料が絶対のものであつて、地方の資料統計というものはもう一顧だに与えられない、つまらないものだといふやうになつてしまふ。従つて地方の要求がほとんど用いられないといふ形が出て来る。具体的に、今あなたも言つたやうに、どうも地方のものはぐあいが悪い。こういうところに私は問題があると思ふ。今後自治庁は、こういう平衡交付金というものが、恒久的なものになつて来るとするならば、必然地方におけるところの統計的な資料あるいは調査をもつと精密にやるために、これらの補助金あるいはその他を出して、整備する必要があると思ふのですが、その点どうお考えになつておりますか。

○鈴木(後)政府委員 平衡交付金の算定配分の基礎に使用す資料は、もうできるだけ恣意の加わり得ない客観的な資料を使わなければいけないといふことで、そういう資料を普通交付金の算定におきましては、だん／＼とて行くといふふうにはいたしておるのであります。従つて平衡交付金にのみ使われる数字でございまして、どうしてもそこに恣意が加わるのでありまして、平衡交付金と関係なく客観的にある資料、たとえば道路の台帳にいたしまして、あるいは住民登録にいたしまして、あるいは他の河川なり、台帳にいたしまして、あるいは港灣の原簿、船舶等につきましても、それ／＼これのためにつくつたといふよりも、すでにあるところの資料を使う、こういう建前をとつておるわけでございまして、さういふ資料につきましても、

必ずしも故意に基かないといふ／＼な過失等が若干あるものであります。それらの資料の集積というものは、結局各主管省に、教育ならば文部省、住民登録の関係ならば法務省といふやうに、それ／＼中央に基礎的な数字がございまして、そういう中央にある基礎的な数字を一方にとり、他方各府県、市町村のとりまとめまして数字といふものと見合ひつ、全体の計算をいたすといふやうにいたしておるわけでありまして、さういふ統計資料といふものを整備するといふことは、御指摘のやうに私も非常に必要なことだと考えております。逐次さういふ方向に向つて、今までも努力して来たわけでございしますが、今後ともさういふ考え方で、努力して参りたいといふやうに考えております。

○滝井委員 今客観性の問題が出ましたが、どうも客観性に出て来たものがそのまゝ認められないところに、昨日も申しましたやうに科学と技術といふものの中立性がなくて、それが政治的に利用されているといふ不満もありまして、その問題はそれにはいたしまして、現在平衡交付金の額を決定する時期は、八月三十一日になつておりますが、その通り実行されておりますか。○武岡政府委員 御承知のやうにこの制度は二十五年から実施をいたしまして、二十五、二十六、二十七と、これまですでに三回やつて参つたわけでありまして、二十五年はことに最初のことでございまして、その後も八月三十一日という目標で作業を進めておりますが、いろいろ資料の整理の関係、それからまた国の予算の成立の關係等からいたしまして、若干のずれが

ございまして、八月三十一日までに正確な最終的な決定は見えておりません。ことに二十六年度も七年度も御承知のやうに補正予算によりまして、交付金の額がかつて参りましたので、それに伴ひまして単位費用、またそれに伴ひまする基準財政収入額、需要額の算定等もいたさなければなりませんので、時期的には相当ずれて参つて来ておるのであります。

○滝井委員 二十五、二十六、二十七の具体的に通知をした日にちを、ちよつと教えていただきたいと思います。○武岡政府委員 正確に記憶をいたしませんが、いわゆる仮決定と申しまして、あとで補正予算がございまして上で、正確な最終決定をいたしておるわけでございますから、大体年度当初の予算を目標にいたしまして計算をいたします。仮決定でありまして、正確に記憶いたしておりませんが、大体九月から十月ごろに延びておつたかと思ひます。昨年はたしか九月中には終つたかと考えます。その後補正予算が大体十一月あるいは十二月ごろに成立をいたしますので、それから本決定の作業をいたしますから、本決定は十二月ないしは一月になつておるやうな実情であります。

画は、まつたく五里霧中でございます。こういうところに私が一番初めから指摘しましたやうに参観文化をして、平衡交付金の陳情をしなければならぬ具体的な理由が出て来るわけでございます。しからば尋ねますが、この八月三十一日にやるべきものが九月、十月と一箇月ないし二箇月延びておるわけでございますが、この与える額はこの法律によれば四月、六月、九月、十一月、特別交付金は二月、こういうことになつております。いつかの御答弁によれば、与える平衡交付金の二分の一は六月までにやるんだという御説明があつたやうであります。大体この法律の通りの時期に額が交付されておるかどうか。

○武岡政府委員 平衡交付金の概算交付は、大体法律の通りにやつております。これは御承知のやうに、前年度の交付基準額といふものを基礎にして計算をいたします。その年度の正確な交付額が決定いたしませんでも、概算交付には支障がないわけでございます。○滝井委員 本年度の予算においては、すでに七月まで暫定予算がございしましたが、八月以降の本予算といふものは、まだ国会で審議中でございますが、大体において今月中で本予算が通るとすれば、各市町村に出す平衡交付金の額の決定は、法律の通り八月三十一日までに決定ができるかどうか。○武岡政府委員 法律の通りにやりましたと思つて、ただいま準備を進めております。

単位費用の中に国民健康保険の算定——国民健康保険を、その種類あるいは測定単位、単位費用の中に入れていないやうであります。これを入れる価値のあるものとお考えになるかどうか、お伺いいたします。

○武岡政府委員 平衡交付金の算定の基礎に用いておられますのは、御承知のやうにいわゆる基準財政需要額のみであります。これは一般会計に属するものにつきまして、大体算定をいたしております。特別会計、別途会計にわたるものにつきましては、この算定の中には入れておらないのでございます。○滝井委員 特別会計のものを平衡交付金の算定の基礎に入れられない具体的な理由は、どこにあるのですか。○武岡政府委員 一般会計として各地方団体を通過して、標準的なものについて、その最低限度の財政需要額を測定するといふのが、基準財政需要額の測定の方でございます。従ひまして団体によりまして必ずしも一様に普遍的でないやうなもので、またある程度まで普遍的でございまして、基準財政需要額の算定に入りますのは、御承知のやうに税収入の七割と、それから一般交付金の中の九二％という範囲内でもつて、基準財政需要額の測定をいたすこととございしますから、その他のやういつた特殊的なものにつきましては、基準財政需要額並びに交付金の九二％以外のものもつてまかなう、こういう考え方でございする。○滝井委員 普遍的という言葉を使われましたが、今までの経費を見てみま

康保險につき込まなければ、これの運
営ができないというところにおいて、

一般会計と特別会計とは続いているの
であります。私はここに大きな問題が
あると思います。そういう点でたとえ
ば現在一般会計から国民健康保険に流
れているようなものについて、平衡交
付金に何らかの手を加えることができ
るのではないか、私はこう考えている
のであります。

○鈴木(俊)政府委員 御指摘のような赤字で困つてゐる国民健康保険を経営している市町村が少くないということとは私も承つております。しかしこれはその国民健康保険事業特別会計の赤字の原因が、経営がうまくないということに基因するものと、あるいは現行の国民健康保険に関する制度それ自体に

これはちやうど地方団体の赤字がどうであるかという問題と同じような性格を持つ問題であらうと思いますので、これはやはり国民健康保険に関する制度及び運営の問題として、一般の地方財政の問題とは別個に考えるべきである。ただ御指摘のように一般會計から国民健康保険の特別會計に繰入れを賜

合におきましては、確かに特別会計に
しりが来るのではなく、確かに特別会
計にされるべきものである。しかしそ
れが来るのはやはりその団体のきわめ
て特殊な事情に基づくものであつて、それ
を一般の普通平衡交付金の基準財政需
要の中に、当然に各地方団体において
ある限度のものがあるとして計算する
という事は、どうも適當でないと思

うのでありまして、もしそういうよう
なことを財政需要に見込むとしたしま
すならば、反面国民健康保険税をある
程度基準財政収入の中に見込まなけれ

ばならないのであります。しかしかりにこれを見込みましても目的税でありますから、他の支出に向けるわけに行かぬのでありまして、そういうものは収入支出に入れたといたしましても、ただ入れたというだけで意味がないのであります。こういう意味ではやはり平衡交付金制度とは別個に、この問題は考へて、国民健康保険制度の運営の改善の問題、あるいは制度の改善の問題として研究をすべき問題ではないと考へてゐるのであります。

○中井委員長 大矢委員。

○大矢委員 鈴木さんにちよつとお伺
いたします。実は私昨日長官に向つ
てお伺いしたのでありますが、今度の

するのでありますから、あるいは減らされるということも当然心配があることはやむを得ぬ。そこで堀田大臣は何らかの形において、平衡交付金は全然関係がないのだということを、地方に向つて徹底させるという答弁が昨日あつたけれども、しからば具体的にいかなる方法において、いつやるかということについては、まだ御決定しておらなかつた。そこで今日ぜひとも大臣の御答弁に從つてどういう方法で、いつやられるかということについて、わかり切つたことであるけれども、わかり切つたことを心配しておるのですから、ひとつこの機会にあなたのお考えを承りたいと思います。

○鈴木(俊)政府委員 義務教育費国庫

に、これは至急正式に文書をもつて、
ぜひともし自治庁から各府県知事あて
に、あるいはできれば各府県知事でな
くとも、今申しましたように、知事会
議あてに、このことを通達してもら
いたいということを強く要望しておき
ます。それができるかどうか。二、三
の人に言つてあるからいいというの
ではなくて、私はこれはどうしてもや
つていただきたいということを考へてお
りますが、やつていただけますか。

○鈴木(俊)政府委員　私どももさよう
な誤解はまつたくないであらうとい
ふうちに、実は思つておるのでござい
ますが、大矢先生非常に御心配のよう
でございますから、善処いたしたいと思
います。

おりますが、あの人はそういうことをなさらない人と私は信ずるのです。しかし、私は築地の警察署長に電話をして、秘書をただちに釈放するようにと言いましたけれども、築地の署長さんはいわく、まつたくあきれた代議士である、すなわち秋田、塚原、こういふ一人の巡査が公務執行妨害と傷害現行犯で、非常な重傷を負うたといつて、非常に義憤を感じて、そうして秘書はとうてい出されないということで、目下秘書は築地警察に留置しております。そこで私は警察に關係のある当委員会におきましては、ぜひとも築地署長、それから警視庁の警邏部長と秋田巡査、塚原巡査、それから自動車運転手栗原義雄さん、それから青野代議士

おりますときに、ああいうことが起きたというのに対しては、非常に遺憾でございますが、私としても、まだいまのようなお話が大石さんからきりまして、本人と直接お会いいたしまして、具体的につまびらかに事情を聞いたのでございますが、本人の言う半夜の事情というものは、新聞記事に出ているのとは全然異なるのでございす。しかしこれをただちにここで問題にして行くということは、いろいろな関係もございしますので、しばらく御猶予願つて、理事会等において、とくにお話合いをいたしまして、その後正式に取上げるかどうか御決定をお願いいたします。特に提案者の大石さんには、そのように御了解願いたいと思います。

悪いのか、それは私は一番はつきりするのです。おそらく青野さんがなさったことではないと思う。ですから私は築地の警察署長に、ぜひとも一日も早く秘書を出してやつてくれと懇願しましたが、これはちよつと出すことができぬとおつしやいました。それは一体どういう意味であるか。その点を私は聞きたいのです。皆さんどういふふうに思われますか。

○北山委員 大石さんのお話しになる気持ちもよくわかるのですけれども、われわれとしては、やはり地方行政委員会という立場において、ものを考えなければならぬと思う。従つてこれは確かに警察というものが関係者である。だからその意味においては地方行政委員会に關係のある事項であると一応考えられます。しかし逆にその当事者が代議士である、われ／＼の同僚であるというふうな關係においては、取上げるべきではないと思ひます。もしもこれを取上げるならば、われわれが知つておる人であらうがなかるうが、そういうふうな事件が新聞に載れば、その事件を一々、署長と關係者を全部呼んで、この委員会の問題にするかしないか、そういうふうな扱いをするのは、地方行政委員会の仕事じやないと思ひます。一般的に問題として問題にすべきであつて、従つてこれが白か黒かということとを判定する機關は別にあります。また御本人が一身上の弁明をされる機会も別にあると私は思ひます。この問題を地方行政委員会として取上げるべき性質のものでない、私はそう思ひます。

○大石委員 実は青野さんが、私の方

にこんな原稿を持つて来て、自己弁明をしたいから、本会議でぜひやるとおつしやつたので、そんな問題は本会議でやるべきものでないから、ここでやりなさいと言つたのですが、一昨日こゝへ来ておつたのです。そうして自分とはなぐつた覚えはないと言ひ。確かに私は、あの人はそういうことをなさらないと思ひます。それで、もし警官に傷があるとすれば、それは一体どこでどうして傷ができたのか、それはつくつて傷ができたのか、私はそのことをもう一度警官にもこゝへ来てもらひ、運転手にも来てもらひ、青野さんにも来てもらつて、どつちが正しいか、これは私は地方行政委員会としてそこらに聞く必要があると思ひ。法務委員会でもやると言ひてゐる。

○中井委員 ちよつとお伺ひしますが、ただいまおつしやつた、こゝへということは、この委員会という意味でありますか。

○大石委員 そうです。

○中井委員 それから青野代議士御自身が、みづから進んで一身上の弁明をしたい、そういう御希望もあるという御趣旨ですか。

○大石委員 はい。

○中井委員 わかりました。ただいまこれを進むべしという意見と、進むべからずという御意見とが、大體開陳せられたようであります。従ひまして、この程度において理事会を開いたらいかがでしょうか。

〔賛成と呼ぶ者あり〕

○中井委員 それではこの問題は、ひとつ理事会を開き御決定をいただくことにいたします。しばらく速記を中止いたします。

〔速記中止〕

○中井委員長 速記開始。

大石さん、ただいまのあなたの御意見につきましては、委員のうちには反対の方もあることは御承知の通りであります。この問題はいろいろな意味を含むもののごとく思われます。従つてこの際あつさりお申入れを御撤回になる御意思はございませんか。

○大石委員 あしたまで考えさしてもいいです。私も言ひ出したことを撤回するとは言へぬからな。

○中井委員長 それでは撤回はせぬという御趣旨ですか。

○大石委員 あしたまで考えるといふのです。

○中井委員長 それでは大石さんの問題につきましては、明日これを決定することにしたします。

本日はこの程度で散会いたします。

午後四時二十三分散会

昭和二十八年七月十五日印刷

昭和二十八年七月十六日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局